

由良川地域森林計画書（変更）

（由良川森林計画区）

京丹波町・福知山市・舞鶴市・綾部市
宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町

計画期間 自 令和3年4月1日
至 令和13年3月31日

計画決定 令和4年12月28日

（ただし、この計画書の効力は、令和5年4月1日から生じることとする。）

京都府

■ 変更する理由

森林法第5条第5項の規定に基づき、森林の現況、社会経済状況の変動により、計画の対象とする森林の区域、森林の整備及び保全に関する基本的な事項、森林整備に関する事項、森林の保全に関する事項、保安林の整備に関する計画の変更を行います。

なお、当該森林計画変更の効力は、令和5年4月1日より生ずることとなります。

※下線部は現行計画からの変更箇所

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) [略]

(2) 面積 (R4.4.1 現在)

総土地面積 238,937ha

森林面積 184,438ha

うち民有林面積 179,794ha (うち計画対象森林 179,489ha)

(3)～(7) [略]

2～3 [略]

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位：ha

区 分		面 積	備 考	
振興局	市町村			
南丹広域 振興局	京丹波町	24,758	<p>1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。</p> <p>2 地域森林計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出、また同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。</p> <p>3 森林計画図の縦覧場所は、京都府農林水産部森の保全推進課及び関係京都府広域振興局とします。</p>	
中丹広域 振興局	福知山市	41,545		
	舞鶴市	26,153		
	綾部市	26,145		
丹後広域 振興局	宮津市	11,914		
	京丹後市	36,051		
	伊根町	4,912		
	与謝野町	8,010		
総数		179,489		

R4.4.1 現在

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保に努めます。なお、森林の有する機能ごとの対象、望ましい姿、森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定めます。

○森林の有する機能：水源涵養機能

対象とすべき森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林
望ましい森林の姿	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
森林整備及び保全の基本方針	<p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育及び間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る施業を推進する。</p> <p>また、自然条件や府民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>

○森林の有する機能：山地災害防止機能／土壌保全機能

<p>対象とすべき森林</p>	<p>山腹崩壊等により人命又は人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林</p>
<p>望ましい森林の姿</p>	<p>下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p>
<p>森林整備及び保全の基本方針</p>	<p>地形、地質等の条件を考慮した上で、<u>林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。</u> <u>また、自然条件や府民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</u>集落等に近接する山地災害の発生危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、治山施設の設置を推進する。</p>

○森林の有する機能：快適環境形成機能

<p>対象とすべき森林</p>	<p>日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林</p>
<p>望ましい森林の姿</p>	<p>樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林</p>
<p>森林整備及び保全の基本方針</p>	<p>風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育、間伐等を推進する。 <u>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</u></p>

○森林の有する機能：保健・レクリエーション機能

対象とすべき森林	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、府民の保健・教育的利用等に適した森林</p>
望ましい森林の姿	<p>身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、<u>府民</u>に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林</p>
森林整備及び保全の基本方針	<p>府民に憩いと学びの場を提供する観点から、<u>自然</u>条件や国民のニーズ等に応じて広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>

○森林の有する機能：文化機能

対象とすべき森林	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林</p>
望ましい森林の姿	<p>史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林</p>
森林整備及び保全の基本方針	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致の<u>保存</u>のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>

○森林の有する機能：生物多様性保全機能

対象とすべき森林	全ての森林
望ましい森林の姿	<p>時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置された森林</p> <p>また、特に<u>原生的な森林生態系</u>、希少な生物が生育・生息する森林や陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する<u>溪畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林</u></p>
森林整備及び保全の基本方針	<p>森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>

○森林の有する機能：木材等生産機能

対象とすべき森林	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林
望ましい森林の姿	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林
森林整備及び保全の基本方針	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、<u>将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</u>この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

(2) [略]

2 [略]

第3 森林の整備に関する事項

1 [略]

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア [略]

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の適確な更新を図るため、自然条件や既往の造林方法等を勘案して人工造林の標準的な方法を定めることとします。

また、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数の適用を促すことを基本として標準的な植栽本数についても定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入などについても努めていくこととします。

(ア) 植栽本数

主要樹種別の標準的な植栽本数は、下表を基礎とし、地域の一般的な植栽本数を考慮して、仕立ての方法別に定めることとします。

なお、活着率や初期成長のすぐれたコンテナ苗や成長のすぐれたエリートツリーなどを活用する場合などにおいては、低密度植栽（植栽本数1,500本/ha程度）を推進することとします。

樹種	仕立方法	植栽本数（本/ha）	備考
スギ	密仕立	4,000	植栽本数は、地位・生産目標・気象等で調整します。
	中仕立	3,000	
	疎仕立	2,000	
ヒノキ	密仕立	4,000	
	中仕立	3,000	
	疎仕立	2,000	
アカマツ	密仕立	5,000	
	疎仕立	3,000	
クヌギ コナラ類	密仕立	5,000	
	疎仕立	3,000	

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によって適確な更新が図られる森林において行い、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

ア～ウ [略]

(3)～(4) [略]

3 間伐及び保育に関する事項

(1) [略]

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、地域における森林の立木の育成の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、林業普及指導員による地域の実状に応じた保育方法を考慮した判断も交え、時期、回数、作業方法その他必要な事項等を定めることとします。

用途	保育の種類	樹種	実施年齢・回数										
			1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	
建築用材	下刈	スギ	1	2	3	4	5	6	7				
	除伐		8～12										
	枝打		8～12	14～18	19～23	24～32							
	雪起		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
一般用材	下刈			1	2	3	4	5	6	7			
	除伐		8～12										
	枝打		8～12	14～18	19～23	24～26							
	雪起		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
磨丸太	下刈			1	2	3	4	5	6	7			
	除伐		8～9										
	枝打		8～11	12～15	16～18	19～24							
	雪起		1	2	3	4	5	6	7	8			
建築用材	下刈	ヒノキ	1	2	3	4	5	6	7				
	除伐		8～12										

一般用材	枝打		8~12	12~18	21~25	26~35							
	雪起		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	下刈		1	2	3	4	5	6	7				
	除伐		8~12										
	枝打		8~12	15~18	21~25	26~30							
	雪起		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
建築用材 ・ 一般用材	下刈	アカマツ	1	2	3	4	5	6					
	除伐		8~12										
	雪起		1	2	3	4	5	6					
シイタケ 原木	下刈	クヌギ・ ナラ類	1	2	3	4	5	6					
	除伐		5~8										
	雪起		1	2	3	4	5	6	7	8			

下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととします。

なお、エリートツリーなどの成長のすぐれた苗木を活用する場合や低密度植栽を導入した場所などにおいては、下刈り回数の削減や部分的な実施、実施期間の短縮により作業の省力化・効率化を図ることとします。

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進していくこととします。

(3) [略]

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

保安林等、法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件等を参考にして、特に森林の持つ公益的機能が高く、各機能の維持増進を図るため、施業を重点的・優先的に実施すべき「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健機能及び生物多様性保全機能維持増進森林」を公益的機能別施業森林として設定することとします。

また、公益的機能別施業森林、及び(2)に定める木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように設定することとします。

なお、各地域における具体的な森林の区分は、市町村森林整備計画において定めることとします。

名称	森林の所在、立地条件等
水源涵養機能維持増進森林 (森林法施行規則にいう「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」)	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺にある森林
山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林 (森林法施行規則にいう「土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」)	山腹崩壊等により人命又は人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林等、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林
快適環境形成機能維持増進森林 (森林法施行規則にいう「快適な環境の形成の機能を図るための森林施業を推進すべき森林」)	日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、及び気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林

<p>保健機能及び生物多様性保全機能維持増進森林</p> <p>(森林法施行規則にいう「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」)</p>	<p>観光的に魅力のある原生林、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、府民の保健・教育的利用に適した森林、史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林</p> <p>また特に、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林及び、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的な機能の発揮が求められる森林</p>
--	---

イ [略]

(2)～(3) [略]

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設及び改良については、第2の1に定める森林の整備の目標の実現を図るため、林道路網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進することとします。

また、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて整備を推進することとします。

○基幹路網の現状

単位 延長：m

区分	路線数	延長
基幹路網	4 4 9	5 7 5, 9 4 8
うち林業専用道	1	8, 7 4 7

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	<u>110m/ha 以上</u>
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム 架線系作業システム	<u>85m/ha以上</u> <u>25m/ha以上</u>
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム 架線系作業システム	<u>60m<50>/ha以上</u> <u>20m<15>/ha以上</u>
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	<u>5m/ha以上</u>

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬機等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

注2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダー等を活用する。

注3 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3)～(6) [略]

6 [略]

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1)～(2) [略]

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更を行う場合

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲料水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、森林の土地の保全に十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うこととします。

なお、太陽光発電施設を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置や森林の適正な配置など開発行為の基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

イ [略]

(4) [略]

2～4 [略]

第5 [略]

第6 計画量等

1～4 [略]

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定については、計画区内の保安林の配備状況等を踏まえ、地域における水需要の動向、集中豪雨等による災害の発生状況等地域の実状を考慮し、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため、次のとおり計画します。

○種類別面積

単位：面積 ha

区分	水源涵養のための保安林	災害防備のための保安林				保健・風致保存等のための保安林	合計
		土砂流出防備のための保安林	土砂崩壊防備のための保安林	干害防備のための保安林	飛砂防備のための保安林		
指定	510	1,140	62	5	-	-	1,717
解除	5	100	1	-	-	4	110

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
<u>総数（実面積）</u>	<u>47,258</u>	<u>45,452</u>	
水源涵養 ^{かん} のための保安林	29,760	29,505	
災害防備のための保安林	16,635	16,084	
保健、風致の保存等のための保安林	3,470	3,470	

注：総数欄は、2以上の目的を達成するために指定されている保安林があるため、水源涵養^{かん}のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積 : ha

指定/解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半5年分		
指 定	水源涵養 ^{かん} 保安林	京丹波町	一円	46	23	水資源の確保	
		福知山市		242	121		
		舞鶴市		18	9		
		綾部市		16	8		
		宮津市		10	5		
		京丹後市		58	29		
		伊根町		56	28		
		与謝野町		64	32		
		小計		510	255		
	土砂流出防備保安林	京丹波町	一円	98	49	災害の防止	
		福知山市		550	275		
		舞鶴市		40	20		
		綾部市		36	18		
		宮津市		20	10		
		京丹後市		134	67		
伊根町		128		64			
与謝野町		134		67			
小計	1,140	570					

土砂崩壊 防備保安林	京丹波町	一円	26	13	災害の防止	
	福知山市		20	10		
	舞鶴市		2	1		
	綾部市		2	1		
	京丹後市		4	2		
	伊根町		4	2		
	与謝野町		4	2		
小計		62	31			
干害防備 保安林	福知山市	一円	2	2	干害の防止	
	京丹後市		1	1		
	伊根町		1	1		
	与謝野町		1	1		
	小計			5		
合 計			1,717	861		

単位 面積 : ha

指定/ 解除	種 類	森林の所在		面 積	うち前半5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備 考
		市町村	区域				
解 除	水源涵養保 安林	京丹波町	一円	1	1	指定理由の 消滅	
		舞鶴市		2	2		
		福知山市		1	1		
		綾部市		1	1		
		小計			5		
	土砂流出 防備保安林	京丹波町	一円	4	2	指定理由の 消滅	
		福知山市		4	2		
		舞鶴市		4	2		
		綾部市		2	1		
		宮津市		2	1		
		京丹後市		60	30		
		伊根町		2	1		
	与謝野町	22	11				
小計		100	50				
土砂崩壊 防備保安林	舞鶴市	一円	1	1	指定理由の 消滅		
	小計		1	1			

潮害防備 保安林	京丹後市	一円	1	1	指定理由の 消滅	
	小計		1	1		
魚つき 保安林	宮津市 伊根町	一円	1 1	1 1	指定理由の 消滅	
	小計		2	2		
保健 保安林	京丹後市	一円	1	1	指定理由の 消滅	
	小計		1	1		
合 計			110	60		

ウ [略]

(2)～(3) [略]

6 [略]

第7 [略]

別表1～2 [略]

Ⅲ (附) 参考資料

目 次

1 森林計画区の概況	
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	74
(2) 地況	75
(3) 土地利用の現況	76
(4) 産業別生産額	77
(5) 産業別就業者数	78
2 森林の現況	
(1) 齢級別森林資源構成表	79
(2) 制限林普通林別森林資源表	83
(3) 市町村別森林資源表	84
(4) 所有形態別森林資源表	85
(5) 制限林の種類別面積	86
(6) 樹種別材積表	87
(7) 特定保安林の指定状況	87
(8) 荒廃地等の面積	88
(9) 森林の被害	89

3	林業の動向	
(1)	保有山林面積規模別経営体数	90
(2)	森林経営計画の認定状況	91
(3)	経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	92
(4)	森林組合及び生産森林組合の現況	93
(5)	林業経営体等の現況	97
(6)	林業労働力の概況	98
(7)	林業機械化の概況	99
(8)	作業路網等の整備の概況	99
4	林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）	
(1)	森林より森林以外への異動	100
(2)	森林以外より森林への異動	100
5	その他	
(1)	持続的伐採可能量	101

1～4 [略]

5 その他

(1) 持続的伐採可能量

ア 主伐上限量の目安（年間）

単位 材積：m³

主伐（皆伐）上限量の目安
140,226

イ 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：%、材積：千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	140	105	245
90	126		231
80	112		217
70	98		203
60	84		189
50	70		175
40	56		161
30	42		147
20	28		133
10	14		119

由良川地域森林計画書
(由良川森林計画区)

令和4年12月28日

発行：京都府（農林水産部森の保全推進課）
〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-5016 FAX：075-414-5010

